

令和  
七 年  
五 條 市 議 会 第 二 回 臨 時 会 会 議 録 ( 第 一 号 )

令和七年五月十二日（月曜日）

議 事 日 程 ( 第 一 号 )

令和七年五月十二日（月曜日） 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 市長の提出議案の説明
- 第四 報第 四号 専決処分等の報告、承認を求めることについて（五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正）
- 第五 報第 五号 専決処分等の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）
- 第六 議第三十五号 五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

一 番	仲 山
二 番	本 山
三 番	秋 直
四 番	中 俊
	谷 勝
	啓 樹
	嗣 嘉

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	平
副市長	福
教育長	塚
技監	上
市長公室長	田
総務部長	野
危機管理監	嶋
すこやか市民部長	田
あんしん福祉部長	佳
産業環境部長	和
都市整備部長	由
	隆
	美
	光
	仁
	子
	章
	孝
	哲
	晶
	彰
	充
	彦
	司
	清
	勝
	惠
	豊
	佳
	和
	田
	場
	谷
	林
	岡
	塚
	上
	田
	嶋
	野
	田
	亀
	馬
	横
	栗

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番
大	藤	吉	山	福	岩	窪	吉
谷	富	田	口	塚	本		田
龍	美	雅	耕			佳	
	惠						
雄	子	範	司	実	孝	秀	正

事務局職員出席者

教育部長	安 尚
西吉野支所長	小 満
大塔支所長	泉 義
会計管理者	井 伸
財政課長	林 淳
選挙管理委員会事務局長	真 子
	田 也
	場 孝
	馬 一
	窪 孝
	榮 真
	榮 也

事務局次長	久 保
事務局総務係長	川 西
事務局係員	神 農
速記者	福 匠
	本 悠
	光 輝
	希 輝
	福 本
	光 希
	本 光
	光 希

午前十時開会

○議長（岩本 孝）ただいまから、令和七年五條市議会第二回臨時会を開会いたします。

本日、令和七年五條市議会第二回臨時会が招集されましたところ、議員各位には、何かと御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本臨時会には、五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正をはじめ、複数の議案が提出されておりますので、議員各位には、どうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。

○議長（岩本 孝）この際、申し上げます。

会議記録及び市議会だよりG O J O並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。

次に、職員の人事異動がありましたので、この際、福塚副市長から御紹介をしていただきます。福塚副市長。

〔副市長 福塚勝彦登壇〕

○副市長（福塚勝彦）議長から発言の許可をいただきましたので、去る四月一日付定期人事異動により、異動がありました職員を紹介申し上げます。

なお、紹介は議場における理事者席の者のみとし、その他の職員については割愛いたします。

前職及び敬称については省略をいたします。

市長公室長、池嶋 晶でございます。

総務部長、戸野 哲でございます。

危機管理監、辻 佳孝でございます。

すこやか市民部長、亀田和章でございます。

あんしん福祉部長、馬場由美子でございます。

産業環境部長、横谷隆仁でございます。

都市整備部長、栗林利光でございます。

教育部長、安満義尚でございます。

西吉野支所長、小田光章でございます。

財政課長、窪田真也でございます。

議員各位におかれましては、今後ともよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岩本 孝）職員の紹介が終わりました。

○議長（岩本 孝）ただいまの出席議員数は、定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）おはようございます。

本日ここに、令和七年五條市議会第二回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、四月以降も値上げラッシュにより物価高騰が続いております。政府による備蓄米が流通する中でも、米の平均価格の上昇に歯止めが  
かからず、さらなる家計負担を招いている状況にあります。この物価高騰が地域経済に与える影響を緩和し、市民への家計支援及び市内商店  
街での消費拡大を目的として、五條市では市内の参加店で使える五條市地域振興券を発行しています。

今後も、必要に応じて施策の展開を検討してまいりたいと考えております。

なお、本臨時会においては、専決処分の報告、条例改正を提出いたしております。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、平素の  
お礼と議会招集の御挨拶とさせていただきます。

○議長（岩本 孝）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）これより日程に入ります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

十二番	大	谷	龍	雄	議員
一番	仲	山		嘉	議員
二番	秋	本	直	嗣	議員

以上、三名の方をお願いいたします。

○議長（岩本 孝）次に、日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、去る五月二日開催の議会運営委員会におきまして、御協議を賜りました結果、さきに御通知申し上げまし

たとおり、本日、一日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、会期は、本日、一日と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げますとおりであります。

○議長（岩本 孝）次に、日程第三、市長の提出議案の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）本臨時会に提出の諸議案について、説明を申し上げます。

まず、報第四号 専決処分報告、承認を求めることについて（五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正）につきましては、地方税法の改正に伴い、令和七年度の市税の課税に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、専決処分をしたため、報告し、承認を求めるものであります。

次に、報第五号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、令和七年度の国民健康保険税の課税に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、専決処分をしたため、報告し、承認を求めるものであります。

次に、議第三十五号 五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正につきましては、地方自治法第七十四条第一項の規定により、五條市議会議員の定数を定める条例制定（改廃）請求を、令和七年四月二十二日付で受理したので、同条第三項の規定により、意見をつけて議会に付議するものであります。

以上が、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。

○議長（岩本 孝）市長の提出議案の説明が終わりました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第四、報第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 報第四号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正）

○議長（岩本 孝） 提案理由の説明を求めます。戸野総務部長。

〔総務部長 戸野 哲登壇〕

○総務部長（戸野 哲） 失礼いたします。ただいま上程いただきました報第四号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和七年三月三十一日に公布されたことに伴い、令和七年度における本市の市税課税に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、令和七年三月三十一日付をもって専決処分をしたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書三ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第一条の五條市税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

まず、第三十六条の二及び六十三条の二につきましては、番号法改正に伴う項ずれの改正でございます。

次に、第八十二条につきましては、現行の五〇cc原動機付自転車が令和七年十一月から始まる排ガス規制の適合により、総排気量が百二十五cc以下、かつ最高出力が四キロワット五十cc相当以下のものに係る軽自動車税種別割の税率が二千円とされたことに伴い、改正するものでございます。

次に、第八十九条第二項につきましては、番号法改正に伴う項ずれの改正でございます。

次に、第九十条第二項、第三項につきましては、道路交通法の改正に伴い、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備を行うものでございます。

次に、第三百三十九条の三につきましては、番号法改正に伴う項ずれの改正でございます。

次に、附則第十条の二及び附則第十条の三につきましては、地方税法の改正に伴う項ずれの改正でございます。

次に、附則第十条の四及び附則第十条の五につきましては、地方税法の改正に伴い、規定が削除されたことに伴う改正でございます。

次に、附則第十条の六につきましては、固定資産税の特例措置を受けようとする者の申告すべき期限を二年間延長するものでございます。続きまして、第二条の都市計画税条例の一部改正につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の五ページ上段から九行目以降の附則第四項から附則第十九項について、地方税法改正に伴う条ずれ、項ずれ等の改正でございます。なお、条ずれ、項ずれ等の改正につきましては、法改正に対応するもので、市民の方への税額に変更はございません。本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明申し上げます。

まず、第一条では施行期日について定めております。

次に、第二条では固定資産税について、第三条では軽自動車税について、第四条では都市計画税について、それぞれの経過措置を定めております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第五、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）報第五号 専決処分報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（岩本 孝）提案理由の説明を求めます。亀田すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 亀田和章登壇〕

○すこやか市民部長（亀田和章）ただいま上程いただきました報第五号 専決処分報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書七ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方税法施行令等の一部改正する政令が令和七年三月三十一日に公布され、令和七年四月一日から施行されることに伴い、令和七年度の国民健康保険税の課税に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和七年三月三十一日をもって専決処分をしたので、同条第三項の規定に基づき、その旨を本臨時会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

主な改正内容につきまして、地方税法施行令の改正に併せて、保険税の軽減措置の対象を拡大するため、軽減判定所得を引き上げるための改正であります。

それでは、改正内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書九ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第二十一条第一項第二号及び同項第三号中、国民健康保険税の均等割及び世帯割に係る軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数等の数に乗ずるべき金額を、五割軽減は二十九万五千円を三十万五千円に、二割軽減は五十四万五千円を五十六万円に改正し、それぞれ軽減判定所得を引き上げるものです。

次に、附則につきまして、第二項では施行期日を、第二項で適用区分について定めております。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようよろしく願います。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。  
お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。  
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第六、議第三十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第三十五号 五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正について

○議長（岩本 孝）提案理由の説明を求めます。池嶋市長公室長。

〔市長公室長 池嶋 晶登壇〕

○市長公室長（池嶋 晶）失礼いたします。ただいま上程されました議第三十五号 五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正について、提案理由を説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十ページから十四ページまでを御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、条例改正の請求代表者から五條市議会議員の定数を定める条例を改正する直接請求があり、これを受理いたしました

ので、市長の意見をつけて付議するものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十二ページを御覧ください。

まず、条例の本則でございますが、市議会議員の定数を現行の十二人から十人に全部改正するものでございます。

次に、附則におきまして、この条例は、次の一般選挙から施行すると定めております。なお、地方自治法第七十四条第三項の規定による市長の意見は、議案書十三ページに記載のとおりでございます。

以上で、提案理由とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

本案は、地方自治法第七十四条第四項の規定により、審議を行うに当たり条例改正請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないことになっております。

お諮りいたします。

本案に対する条例改正請求代表者の意見を述べる機会を与えることにつきましては、本日午後一時から当議場において行うこととし、意見を述べる時間は十五分以内とすることにいたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

そのように決定いたします。

なお、地方自治法施行令第九十八条の二第一項及び第三項の規定により、ただいま議決した事項を条例改正請求代表者に通知するとともに告示し公表します。

○議長（岩本 孝）議事の都合により、午後一時まで休憩いたします。

午前十時二十四分休憩に入る

午後一時再開

○議長（岩本 孝）休憩前に引き続き本会議を再開します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立します。

日程第六、議第三十五号の議事を継続いたします。

これより本案について、条例改正請求代表者に意見を述べる機会を与えます。

この際、条例改正請求代表者に申し上げます。意見を述べる時間は十五分以内ですので厳守願います。また、発言の際は挙手の上、議長の許可を得て発言くださいますようお願いいたします。

また、傍聴人に申し上げます。五條市議会傍聴規則第八条により、議場における言論に対し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと、並びに談論し、放歌し、高笑し、その他議場の秩序を乱し、または議会の妨害となる行為をしないこととなっておりますので、あらかじめ注意いたします。

なお、条例改正請求代表者から、意見陳述に際し、資料の持込みの申入れがあり、これを許可しております。

それでは、条例改正請求代表者、谷 勝啓さんの発言を許可します。条例改正請求代表者、谷勝啓さん。

〔条例改正請求代表者 谷 勝啓登壇〕

○条例改正請求代表者（谷 勝啓）奈良県十二市の表にしております。左端が、奈良市が一番人口が多く、一番少ないのが御所市であります。

五條市は十一番目で、人口が少ないです。

二列目は議員定数の削減年。五條市は平成二十五年に十五人から十二人、三人減らしております。あと、平成九年、大和郡山市というのがありますが、これはあと二年後の選挙で二十人から十八人に二人減らすのが決まっております。

あと、三つ目は、平成二十五年十月のときの人口です。五條市は三万二千七百四人でした。それと今、令和七年四月、五條市は二万五千七十七人。

あと、人口減少率。五條市はマイナス二・三・三二％、奈良県十二市の中で最下位でございます。

あと右端、議員一人当たりの推計人口。今の人口を今の議員の数で割った数でございます。奈良市は議員一人で八千八百六十八人見ている

ことになりまして。五條市は、議員一人で二千九十人でございます。これは奈良県ホームページより引用しました。

私の公約であります、議員定数二名削減の条例制定の請求書を提出させていただきました、市議会議員の谷 勝啓でございます。

四年前にも議員でないときに、市民から八百七名の御署名をいただき請求させていただきましたが、全会一致でそのときは否決されました。今回、私一人で一千九百四十七人の署名を集めました。五條市の十八歳以上の選挙権のある人の八・二四%の人の声です。

五條市の財政状況は依然として厳しい状態です。全国的に見ても最低レベルとなっております。十二年前、平成二十五年、議員定数が十五名から十二名に条例改正されて以来、令和五年五月現在、十二年間、人口は約三万三千人から約二万五千人、約八千人も減少しています。議員定数を二人削減すると年間約一千五百万円、任期四年として約六千万円、経費、視察なども減るので約七千万円の節税になります。

奈良県十二市の中でも比べてください。パネルを見ていただければすぐに分かりますが、五條市の人口は十一番目に人口が少なく、人口減少率はマイナス二・三・三二%。十二市の中で人口の割に一番人数が減っています。もうすぐ御所市よりも人口が減るのは時間の問題だと思います。

五條市は西吉野村と大塔村と合併してこの人数ですから大阪に通いやすく、私鉄が通っている、人口流出が少ない御所より五條が人口が少なくなるのは時間の問題です。人口と人口減少率に合わせた議員数、例えば五條市と同じように十二年も議員定数を減らしていない香芝市、人口が1%も十二年で減っていません。たった0・三六%です。十二年で人口が二百八十人しか減っていません。五條市は八千人も減っています。香芝市は議員を減らさなくて当たり前だと思います。

五條市は十二年で、十二市最低減少率マイナス二・三・三二%、約八千人も減っています。例えば葛城市、令和七年、今年に十五人から十三人に減らしていますが、人口は十二年前よりプラス二・三二%、八百四十五人人口が増えています。人口が増えている市でも議員を減らして節税している市があるんです。

例えば、奈良市、人口三十四万五千八百六十二人、議員が三十九人ですが、人口を議員数で割ると、議員一人で八千八百六十八人を見ていることになりまして。五條市は人口は今、二万五千七十七人、議員が十二人、議員一人で二千九百人しか見ていません。奈良市の議員は、五條市の議員一人の四・二倍以上の市民数を見えています。奈良県十二市の比較表を見ても、十二年も議員を減らしていないのはおかしいと思います。まだこの人数でいくのですか。今こそ議員自身が身を切る改革が必要ではないでしょうか。

節税にもなって、二人減らした分、十人で十二人分の仕事をすればいいだけじゃないでしょうか。数より質ではないでしょうか。次の選挙のことばかり考えていませんか。頑張っている人は選挙に落選しません。私たちの議員報酬は市民様の税金です。五條市のことを一番に考えて

ください。反対の意見があるなら、全員反対討論していただけたらよかったですね。考え、意見があるなら反対討論をしていただけたらよかったです。このままでは五條市に明るい未来はありません。どうか賛成してください。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岩本 孝）条例改正請求代表者の発言が終わりました。

議事の都合により、一時二十分まで休憩いたします。

午後一時十分休憩に入る

午後一時二十分再開

○議長（岩本 孝）休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

日程第六、議第三十五号の議事を継続いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、初めに、大谷龍雄議員の発言を許可します。（「十二番」の声あり）十二番、大谷龍雄議員。

傍聴人、私語を慎んでください。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは、議長の発言許可をいただきましたので、議第三十五号 五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正についての反対討論を行います。

御存じのように我々市議会議員は理事者とともに常に市民の切実な要望をお聞きし、その実現に頑張らなければならない法律上の責任が課せられております。その法律上の責任については、地方自治法で定められておりますので御存じかと思いますが、ここで申し上げます。

地方自治法第九十六条には、議会は予算を定めることと決算を認定すること、その他の責任、権限を与えられております。また、地方自治法第九十七条には、法律または政令による選挙を行わなければならないと定められております。さらに、地方自治法第九十八条には、事務の管理、事務というのは市政の全ての業務を事務という表現で行っております。事務の管理、議決の執行及び出納の検査を行わなければならないという権限と責任を定められているわけでありまして、こういう重要な権限と責任を議会は与えられておりますけれども、その議会を構成する議員の定数については地方自治法第九十一条におきまして、議員の定数はそれぞれの自治体の条例で定めるといふふうになっているわけでありまして。

また、これに関連して五條市の議会基本条例にはどのように規定されているかといいますと、五條市の議会基本条例第十七条には、委員会に定める議員の定数または五條市議会議員の議員報酬等に関する条例に定める議員報酬の改正に係る議案を議会に提出しようとするときは、明確な改正理由を付して行わなければならない。この場合において、当該議案の作成に当たっては、類似団体、いわゆる人口、面積等々のよく似た類似自治体の議員の定数、面積、財政規模等と比較を考慮するとともに、市政の現状、課題、将来の予測、展望、その他の行財政の視点も十分考慮して行うものとするといふふうにご五條市の議会基本条例で定められているわけでありまして。

こういった地方自治法第九十一条、五條市の議会基本条例に基づいて、類似団体であります奈良県内の類似自治体、和歌山県内の類似自治体、三重県内の類似自治体の中の議員定数と人口と面積のみの状況を明らかにしまして、私の反対討論を申し上げます。

まず、奈良県の類似自治体といえますと御存じのように宇陀市であります。宇陀市は現在、議員定数が十二名ですけれども、人口は皆さん推計ではじき出している自治体もあれば、今年の三月三十一日ではじき出している自治体も混ざっていますので、だから、約という表現で申し上げますけれども、宇陀市は議員定数十二で、人口約二万六千四百十三人、面積は二百四十七・五平方キロであります。御所市は議員定数十三人で人口は約二万三千人です。面積は六十・五八平方キロであります。五條市は御存じのように議員定数十二名で人口は約二万六千七百十九、面積は二百九十二・〇二平方キロでございます。この奈良県の類似自治体の中では、やはり五條市は、宇陀市とともに議員定数は十二名ですから少ない部類になりますね。

そしたら、和歌山県内の類似自治体はどうかといいますと、隣の御坊市は議員定数、今、十四名であります。人口は約二万一千二百六十人、五條市よりも五千人少ないですね。そして面積は四十三・九一平方キロであります。

有田市はどうかといいますと、有田市は現在、議員定数十五人、人口約二万五千四百八十六人であり、面積は三十六・八三平方キロであります。

新宮市はどうかといいますと、議員定数は現在、十五名、人口は約二万六千四十四人であり、面積は二百五十五・二三平方キロであるわけですね。このように和歌山のほうは人口はいずれも五條市よりも少ないんですけど、議員定数は最高十五人。そしてそれよりも少ないのは御坊の十四人とこうなるわけですね。

そしたら、三重県の類似自治体はどうかということをお聞きしますと、まず、鳥羽市は現在、議員定数十三名であります。そして、人口は五條市よりも一人少ない一万六千六百二十三人であります、約ね。そして面積は百七・三四平方キロであります。

熊野市はどうかといいますと、議員定数現在、十二名、人口は五條市よりも約一万人少ない一万五千二百二十八人であり、面積は三七・三五平方キロであります。

尾鷲市はどうかといいますと現在、議員定数は十名ですけれども、人口は五條市よりも一万人以上少ない一万五千六百七十七人、面積は百九十二・七一平方キロであるわけですね。

このように皆さん、現実を見ましてもやはり五條市の十二名は奈良県内、和歌山県内、三重県内の類似自治体と比べても一番低い部類に入ります。こういった状況からすれば、我々は常に市民の切実な要望に耳を傾け、その実現に頑張らなければならぬわけですね。

したがって、私は議第三十五号の現在の十二名を十名に、二名削減して十名にするというこの議案につきましては、以上の理由をもちまして、反対する次第であります。賛同いただきますようどうかよろしくお願いたします。

同時に、税金の節約もこれまた大事なことで、税金の節約についての私の提案をさせていただきます。

まず、報酬の節約ですが、御存じのように五條市は議員報酬、一般市議会議員で一か月四十一万八千円です。これを御所市並みに三十九万に引き下げますと一か月二・八万円、一人当たり削減されます。十二名ですから掛けますと三十三・六万円になります。そして、一年間十二月ですから十三・六万円に十二を掛けますと四百三十二万二千円になります。御所市並みに三十九万に引き下げますと、年間四百三十二万二千円削減されます。

もう一つのやはり税金の節約でいいますと、やはり政務調査費を節約しなければならないのではないのでしょうか。五條市は、現在、一か月三万円、年間三十六万円、条例で保障されておりますけれども、それをやはり半額にすると、一か月、政務調査費保障費は三万円ですから、三万円を半額にしますと一か月一万五千円になります。

○議長（岩本 孝）大谷議員に申し上げます。

定数削減の件とちよつと離れておりますので、もうその辺で終わっていただきたいと思ひます。

○十二番（大谷龍雄）はい。そういうことで、政務調査費も半額にしますと年間二百十六万円の削減になります。合わせて六百十九万二千元の削減になりますので、先ほど申し上げました議員定数削減に反対するとともに、この辺の節約についても頑張らせていただきたいということを表明しまして、私の議第三十五号 五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正についての反対討論といたします。御賛同のほうでしょうかよろしく願ひします。

〔議場に声あり〕

○議長（岩本 孝）傍聴人は静粛に願ひます。

〔議場に声あり〕

○議長（岩本 孝）お静かに願ひます。

〔議場に声あり〕

○議長（岩本 孝）以上で討論を終結いたします。

これより、本案を採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔議場に声あり〕

〔起立少数〕

○議長（岩本 孝）起立少数であります。

よつて、本案は否決されました。

○議長（岩本 孝）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。  
閉会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

議員各位には、終始御熱心に御精励賜り、厚く御礼申し上げます。

市長をはじめ理事者各位には、市政発展のため、事務事業の執行にますます御精励賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございます。

市長から御挨拶があります。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）令和七年五條市議会第二回臨時会の閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

議員各位は、慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。

議員各位には、時節柄、一層御自愛をいただき、市民福祉向上のため、議員活動に御精励をいただきますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

〔議場に声あり〕

○議長（岩本 孝）これもちまして、令和七年五條市議会第二回臨時会を閉会いたします。

午後一時三十八分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 岩本 孝

署名議員 大谷 龍雄

署名議員 仲山 嘉

署名議員 秋本直嗣